

水道設計業務委託仕様書

1 総則

1-1 委託の目的

本業務委託は、千葉市花見川区幕張本郷3丁目地内において計画している雨水管工事に支障となる配水管を仮設配管するための調査、検討及び設計を行うことを目的とする。

1-2 適用の範囲

本仕様書は、配水管仮設配管工事の設計業務委託（以下「設計業務」という。）に適用される主要事項を示すものである。

1-3 業務概念

本業務を遂行するに当たっては、当局の意図及び目的を十分に理解したうえで、経験豊富な主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置し、正確、丁寧に行わなければならない。

1-4 仕様書及び標準仕様書

本業務の施行に当たっては、本仕様書のほか測量・土木設計業務共通仕様書、千葉県企業局水道事業設計指針、千葉市企業局水道工事標準仕様書を適用する。

1-5 法令等の遵守

本業務の施行に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完成に当たって、当局の契約約款に定めるものの外、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 完了届
- (5) 成果品納品書
- (6) 請求書

なお承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を得るものとする。

1-7 業務指示及び監督

1-7-1 受注者は、業務を施行するに当たり、当該契約に基づき当局の定める監督員と常に密接に連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1-7-2 受注者は、本業務に着手するときは、着手届を提出しなければならない。

1-7-3 受注者は、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、その都度、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

1-8 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、受注者の負担とする。

1-9 事故の防止

現地調査及び設計調査に当たっては、障害その他事故を未然に防止するよう努めるとともに、労働基準法等関係法規を遵守すること。

なお、事故等による障害等が生じた場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1-10 成果品の管理

成果品の管理は、当局にあるものとする。

受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1-11 成果品の審査

1-11-1 受注者は、業務完了時に監督員の審査を受けなければならない。

1-11-2 審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

1-11-3 業務完了後において、明らかに受注者の責めによる瑕疵が発見された場合は、受注者はただちに業務の修正を行わなければならない。

1-12 その他

現地調査及び設計調査に当たって土地の立入りをする場合、事前に所有者又は占有者の承諾を得ること。また、地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分心掛けなければならない。

2 事前調査

2-1 踏査

設計対象区域を踏査し、地勢、地球環境等を調査し、設計路線の現地を十分に把握しなければならない。

2-2 資料の収集及び調査

業務上必要な資料や、地下埋設物及びその他支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業等において、将来計画を含めて十分な情報収集、調査を行わなければならない。

2-3 渉外事務

受注者は、設計作業に必要な渉外事務が発生した場合、これを行わなければならない。ただし、受注者の責任において解決できない場合は、監督員と協議すること。

なお、渉外事務の記録は、詳細に明記し随時報告するとともに、業務完了時に記録を提出しなければならない。

2-4 公私有地の確認

道路、水路等については、公図並びに土地登記簿により管理者の調査、確認を行い施設の占用に対する手続き・申請図書等についても確認すること。

3 設計

3-1 設計の範囲

設計は、指定する区間について行うものとする。（位置図参照）

設計延長 $L=0.298\text{km}$

【延長内訳】配水管延長 $\phi 100$ 以下 0.255km（仮設配管延長）
 $\phi 150$ 0.043km（仮設配管延長）

3-2 業務の種類

「現地調査」は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、既設管等の調査、渉外折衝の立会いとする。

「設計計画」は、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を含むものとする。

「図面作成」は、（3-4-2）で示す図面の作成とする。

「数量計算」は、工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

「審査」は、基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等とする。

3-3 現地調査

受注者は、設計に当たって現地調査を行い、調査結果の要点及び問題点を図上に明記し、監督員と協議し、指示を受けなければならない。

3-4 実施設計

3-4-1 設計に当たっては、前項3-2の結果に基づき図面作成を行い、監督員の承諾を得たうえで行うものとする。

3-4-2 設計図は、原則として下記により作成するものとし、詳細は監督員の指示するところによる。

- (1) 案 内 図
- (2) 管 網 図（必要がある場合）
- (3) 平 面 図（ $S=1/500$ ）
- (4) 縦断面図（縦 $S=1/100$ 横 $S=1/500$ ）地盤の標高はTP表示とする。
- (5) 横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）
- (6) 配管詳細図
- (7) 路面復旧図
- (8) 構 造 図（消火栓、制水弁等）
- (9) 仮 設 図（必要がある場合）
- (10) その他必要な図面（監督員の指示による）

3-4-3 設計に当たって特殊工法（補助工法を含む）が必要な場合は、考えられるケースによって比較設計を行うものとする。

3-4-4 前項 3-4-3に基づき、必要な場合は、監督員の指示のもとに構造計算を行うものとする。

3-4-5 付帯工の設計

仮設工、道路復旧、その他必要な付帯工の設計を行うものとする。

3-4-6 仮設配水管等の設計

仮設配水管及び仮設給水管の設計を行うものとする。

3-4-7 計画工事の案件数は1案件とする。

3-4-8 管径による補正 小口径（布設替）

全ての延長 （床付深さ一定 2.0m未満）

3-4-9 設計条件 ①地域環境：主として小市街地又は住居地区

②道路幅員：広い

③埋設物：あり

④土質：－

3－5 数量計算

数量計算は完成した図面に基づき、工事に必要な数量を算出する。

3－6 設計書の作成

設計書の作成は、金抜き設計書を作成するものとするが、その範囲は、監督員の指示による。

4 成果品

4－1 提出図書

提出図書は次のとおりとする。

(1) 本工事は電子納品対象委託とし、以下によるものとする

電子成果品

CD-R 2枚

① 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

② 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】（平成30年4月）」を参考にするものとする。

③ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(2) 図 面（3-4-2項参照）

原図一式 1部 (A-1版)

(3) 検査用報告書

原稿一式 1部 (A-4版)

(検討書、数量計算書、構造計算書、工事特記仕様書、施工計画書、打合せ記録書及び図面等)

(4) その他

調査・渉外関係記録

設計対象区域調査資料・写真等

埋設物調査資料

占用申請関係図書

その他監督員の指示による資料等